露店・屋台などを出店される皆さまへ

火気を使う器具を使用するときは
消火器の準備や**届出**が必要です

平成２５年８月に発生した京都府福知山市の花火大会での火災を受けて、浜松市火災予防条例を一部改正し、祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の人が集まる催しを開催する場合に次の内容が義務化されました。

多数の人が集まる催しで
「コンロ」「たこ焼き器」「ストーブ」など
火気を使う器具を使用する場合は、
「消火器の準備」が必要です!!

届出書

多数の人が集まる催しで火気を使う器具を使用する露店などを開設する場合は、
消防署に**「届出」**が必要となります!!

「準備する消火器」や「届出」に関して
詳しくは最寄の消防署にお問い合わせください。

お問い合わせ先

予防課　TEL 053(475)7541
中消防署　TEL 053(475)7567
東消防署　TEL 053(460)0119
西消防署　TEL 053(592)0134
南消防署　TEL 053(442)0119
北消防署　TEL 053(527)0119
浜北消防署　TEL 053(586)0119
天竜消防署　TEL 053(922)0119

浜松市消防局

露店等の火災予防対策チェックリスト

次のチェック項目を参考に火災予防対策の実施状況を確認してください。

項　　　目		チェック
❶	**開設場所**	
	避難経路等が確保された配置であるほか、客席を近接させないなど火災予防上の安全に配慮した配置である。	□
❷	**消火器の準備**	
	業務用の消火器を準備している。	□
	破損や腐食等のない消火器を準備している。	□
❸	**火気器具全般**	
	安定した状態で設置している。	□
	近くに可燃物を置かない。	□
	火災予防上安全な距離をとっている。	□
❹	**LPガス**	
	販売店等からボンベの使用方法と異常時における連絡先の説明を受け、確認している。	□
	LPガス用の器具を使い、ひび割れ等、劣化しているゴムホースは使用していない。	□
	接続部分の緩みに注意し、ゴムホースには抜け防止用のホースバンド等を使用している。	□
	ボンベは転倒防止措置を施し、直射日光を避け、通気性の良い場所に設置している。	□
	ボンベを使用していない時や使用後はバルブを確実に閉めている。	□
❺	**カセットこんろ**	
	機器の取扱説明書等に従って適正に取り扱っている。	□
	カセットボンベを確実に着装している。	□
❻	**まき・炭等**	
	まき・炭等を使用する場合は、みだりにその場を離れず、残り火の整理を確実にする。	□
❼	**発電機**	
	途中でガソリン等を補給しなくてもいいようにしている。	□
	やむを得ずガソリン等を補給するときは、必ずエンジンを停止し、近くに人や火気のないことを確認している。また、喫煙しながらの補給はしない。	□
❽	**危険物容器**	
	取り扱う周辺で火気や火花を発する器具等を使用しない。	□
	フタを開けるときには、圧力調整ネジ等でガス抜きをしている。	□
	危険物はその類別などに応じた容器（ガソリンは金属製の容器）に保管している。	□
	使用していない時や使用後は容器の開口部を確実に閉めている。	□
	火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所で保管している。	□
	直接地面に置くなど静電気の蓄積を防いでいる。	□
❾	**暖房器具**	
	可燃物との距離を十分に保ち、使用中はその場を離れない。	□
	燃料を補給するときは、火を消してから近くに人や火気のないことを確認している。また、喫煙しながらの補給はしない。	□
❿	**放火防止対策等**	
	LPガスボンベ等や危険物の容器は、露店終了後には持ち帰り、放置しない。	□
	放火されないために、整理整頓を確実に実施する。	□